

◆重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金 見直しの概要

- 障害支援区分4から6の障がい者の受入について、国制度で対応された部分は、補助対象外とする。
- 精神障がい者受入れに対する補助については今後も継続する。高次脳機能障がいは主たる障がいに関わらず精神障がいとして、対象者数に柔軟にカウントができるよう対応する。
- 強度行動障がいを有する者について、送迎時に個別対応が必要となることへの報酬が不十分であることや、受入れにおける環境整備が必要といった課題があるため、新たな支援策を実施する。

【現行】

(1) 重度・精神障がい者支援への補助【(小事業) 重度障害者支援事業】

	項目	対象サービス	補助要件	基準額
1	重度障害者通所型障害福祉サービス事業(重度)		利用者のうち半分を超える数が障害支援区分4～6(市内)	加配人数 ×249,436円
2	重度障害者通所型障害福祉サービス事業(精神)	生活介護、就労継続支援B型、自立訓練	利用者のうち半分を超える数が精神障がい者(市内)	

縮小・見直し

【見直し後】

(1) 精神障がい者支援への補助【(小事業) 障害福祉サービス等事業者支援事業】

	項目	対象サービス	補助要件	基準額	予算額
1	重度障害者通所型障害福祉サービス事業		補助対象外		
2	精神障害者通所型障害福祉サービス事業	生活介護、就労継続支援B型、自立訓練	利用者のうち半分を超える数が精神障がい者(市内) ※1 高次脳機能障がいについては、主たる障がいに関わらず柔軟に精神障がいとして認める。 ※2 あわせて、居宅介護の精神障がい者受入れに係る補助金を創設する。【拡充】	加配人数×260,467円(更新後の単価)	39,399千円

精神
高次脳機能
障がい含む

(2) 強度行動障がいを有する障がい者支援への補助【(小事業) 重度障害者支援事業】

	項目	対象サービス	補助要件	補助内容	予算額
3	強度行動障がい者受入加算	生活介護	・ 行動関連項目18点以上の強度行動障がい者を2人以上受入れていること ・ 人員配置体制加算Ⅲ以上を取得していること	行動関連項目18点以上の強度行動障がい者の受入れ人数に応じて次の額を加算 2人：2万円、3人：4万円、4人：6万円、5人以上：8万円（／月）	5,520千円
4	強度行動障がい者施設改修費補助		・ 強度行動障がい者を新たに受入れること ・ 人員配置体制加算Ⅲ以上を取得していること	強度行動障がい者の受入れにかかる改修工事費×1/2（上限500千円） ※1 個室やトイレの改修工事が対象 ※2 同じ工事は一度限り	1,000千円
	合計				6,520千円

拡充

強度行動
障がい